

## 〈吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会（第1回） 議事録〉

- 1 開催日時 令和2年（2020年）6月25日（木）午後1時～2時10分
- 2 開催場所 吹田市役所 低層棟 3階 入札室
- 3 会議次第
  - (1) 吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会委員紹介
  - (2) 委員長及び副委員長の選出について
  - (3) 募集要項(案)中の評価項目及び配点、選定方法等の内容の検討及び決定
  - (4) その他
- 4 出席者（委員）
  - 橋本 行史 （関西大学 政策創造学部）
  - 橋本 章一 （吹田市社会体育リーダー協議会 顧問）
  - 河野 裕一 （近畿税理士会 吹田支部）
  - 福澤 靖治 （吹田歴史文化まちづくり協会 理事）
- 5 欠席者（委員）
  - 山野 薫 （大阪人間科学大学 人間科学部 理学療法学科（学科長 教授））
- 6 出席者（事務局）
  - 橋本 太治 文化スポーツ推進室長
  - 大音 秀則 文化スポーツ推進室参事
  - 中川 知子 文化スポーツ推進室主幹
  - 大村 貴之 文化スポーツ推進室主査
  - 關 尚子 文化スポーツ推進室主査
  - 島谷 智美 文化スポーツ推進室係員

---

事務局 ただ今から、吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、本選定委員をお引き受けいただき、また、御出席いただき誠にありがとうございます。

本選定委員会は、吹田市立総合運動場の指定管理者を決定するために指定管理者候補者及び次点者の選定を行っていただく委員会となります。

この選定委員会の内容につきましては、選定結果が出た段階で、委員名簿、議事録、審査結果等が公表となります。

ただし、議事録、採点表は匿名とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

お手元に、委嘱状をお配りさせていただいておりますが、委嘱期間は本日から

ら、当該の諮問に対する答申の時までとなっておりますので、どうぞ、よろしく  
お願いいたします。

それでは、吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会の開催に当たり  
まして、文化スポーツ推進室長の橋本より、ご挨拶申し上げます。

— 室長挨拶 —

事務局 本日は初めての会議のため委員長、副委員長が選任されておられませんので本  
選定委員会の進行につきましては、委員長・副委員長が選任されますまで事務局  
で進めさせていただきます。

それでは、選定委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

— 各選定委員自己紹介 —

事務局 次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

— 各職員紹介 —

事務局 本日が初めての会議となりますので、吹田市立総合運動場条例 施行規則 第  
27 条の規定で本選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定  
めるとありますが、いかがいたしましょうか。

《「事務局一任との声あり」》

事務局 「事務局一任」という発言がございましたがよろしいでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

事務局 「異議なし」とのことですので、事務局から御提案させていただきます。  
委員長には A 委員、副委員長には B 委員にお願いしたいと思います、いか  
がでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

事務局 「異議なし」とのことですので、委員長には A 委員、副委員長には B 委員で  
決定したいと思います。

事務局 委員長、副委員長、御挨拶をお願いいたします。

— 委員長・副委員長挨拶 —

— 事務局から委員長へ諮問を手渡し —

事務局 これより会議の進行を委員長をお願いいたします。

委員長 それでは、本選定委員会の設置目的及び諮問内容についてご説明をお願いします。

事務局 本選定委員会は、吹田市立総合運動場の次期指定管理者候補者及び次点者の選定を行っていただくため、設置いたします。

諮問内容としましては、指定管理期間が令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間の指定管理者を決定するため、貴委員会に対し、吹田市立総合運動場指定管理者候補者及び次点者を選定していただくために諮問するものです。

委員長 本日の出席者の状況の報告をお願いします。

事務局 本日の会議の出席者の状況を報告いたします。

本選定委員の総数5名中、出席者4名であり、吹田市立総合運動場条例 施行規則 第28条の規定により委員の半数以上の出席がございますので、本選定委員会は成立していることを報告いたします

委員長 それでは、審議に入りたいと思います  
資料の確認について事務局をお願いします。

事務局 お手元にお配りいたしております資料の確認をさせていただきます。

- ・吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会 次第
- ・吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会名簿
- ・吹田市立総合運動場指定管理者 募集スケジュール（案）

次に、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

- ・吹田市立総合運動場指定管理者募集要項（案）
- ・吹田市立総合運動場指定管理者の選定方法等について（案）

以上の資料となります。資料の不足がないか御確認をお願いいたします。

委員長 不足はないようでございます。  
それでは、吹田市立総合運動場、及び指定管理者募集スケジュールについて、説明をお願いします。

事務局 吹田市立総合運動場は、令和元年度にトラックを準全天候型から全天候型に、フィールドを天然芝から人工芝に改修し、第4種公認陸上競技場及びJFA ロングパイル人工芝公認ピッチに認定されております。

小学生から社会人に至るまで、多くの大会や教室が行われており、個人でのトラックの利用やサッカー、ラグビー等の専用使用として、多くの市民に利用されております。

平成23年4月から指定管理者制度による施設管理に移行しており、現行の指定管理者は令和3年3月末日で指定期間が満了することとなります。これに伴い、次期の指定管理者を公募するものです。

事務局 次に、資料「吹田市立総合運動場指定管理者募集スケジュール(案)」をご覧ください。

— 資料内容の説明 —

委員長 それでは「次第3」の募集要項(案)、選定方法等の内容について説明してください。

事務局 — 説明資料に基づき概要説明 —

委員長 説明が終わりました。ご意見やご質問があれば、ご発言よろしくお願ひします。

委員長 募集要項6ページの4(3)ウに「指定管理者は、自らが企画・実施する自主事業等の収益を収入とすることができます」とありますが、どのような事業を想定していますか。

事務局 総合運動場で現在行われている自主事業は、ストレッチ教室、物品販売がございます。ほかの施設では教室や、自主事業として照明器具をLEDに交換する等もでございます。

実施する内容については事業者が考えて行うものですが、自主事業の承認依頼があった際に、市として内容に応じて、承認する、もしくは承認しないという

判断をいたします。

また、自主事業は基本協定書の中で指定管理者の責任、そして費用も指定管理者が持つという形になっています。売り上げについては施設の運用や次の自主事業の教室に活かしていただくこととなります。

自主事業の事業報告でも内容等については確認しています。

委員長 募集要項 6 ページの 4 (4) の「備品等の帰属」とあり、7 ページの業務分担表、8 ページのリスク分担表に「物品」という言葉がありますが、備品とスリッパや文具のような消耗品はどのように整理されますか。

事務局 指定管理委託料で購入した物品のうち、3 万円以上で購入したものについては、吹田市の備品として登録いたします。廃棄する場合も、市に事前に報告をいただいで廃棄することになっています。7 ページの業務分担表にあるように 20 万円以上の物品は市で購入、20 万円未満は指定管理者で購入することになっています。

物品は備品のほか消耗品も含み、サッカーボール、ネットもこれにあたります。

委員長 募集要項 11 ページ 6 (1) クの「その他」ところに「誓約書」とございますが、どのようなものでどのような意図で求められるのでしょうか。

事務局 誓約書については、応募資格を満たしていること、選定委員や吹田市職員に接触しないこと、応募書類に虚偽の記載がないことを誓約していただくものです。

また、グループで応募する場合にはグループ内での権限や業務分担についての協定書を提出いただいています。

委員長 中核市になったので外部監査があるというお話がございましたが、監査に伴う資料作りが必要となった場合のコストは指定管理者か吹田市のどちらが負担されますか。

事務局 外部監査に伴う事務費については指定管理者で負担するものとします。市の内部の監査においても資料作成は指定管理者の分担としています。

委員長 監査に係る事務の業務負担は指定管理者にあるということはどこかに記載があるのでしょうか。管理運営の中に入っていますか。

事務局 募集要項に記載していることによって、管理運営の中に入っていると読むことができると考えています。

B 委員 募集要項の 3 ページに高齢者の雇用についての項目がありますが、前回にもこの項目はありましたか。

事務局 以前からございました。

B 委員 雇用比率等のルールはありますか。

事務局 具体的なルールはなく、各事業所にお任せしております。

B 委員 努力義務ということですね。今現在はどうですか。

事務局 70 歳近くの方が雇用されているという現状はございます。

B 委員 吹田市の独自基準ですか。どのような考え方ですか。

事務局 選定基準に (3)「市民の平等な利用が確保されること」とありますが、こちらは直接的な項目ではありませんが、高齢者の雇用が確保されることにより、結果的に市民の平等の利用も確保されるものと考えます。

B 委員 中核市になると何か変わりますか。

事務局 いろいろございますが、スポーツ施設における変化は外部監査が始まることのみです。

委員長 募集要項の 4 ページの 3 (9)「モニタリング等の実施等」のところですが、モニタリング後の対応はどのようにお考えですか。

事務局 年に 2 回モニタリングをしていますが、毎年、結果を指定管理者に通知いたしまして、是正箇所については指導しています。2 年目、4 年目には外部モニタリングを実施しています。

委員長 モニタリングの結果を反映するということですね。他にございますでしょうか。

委員長 吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定評価採点基準及び配点(案)の別紙1が重要になってくるわけですが、応募者はこの内容をご存じないということですか。

事務局 募集要項の14ページにございます「選定基準及び評価項目」の内容や配点の合計点数については応募者にも公表しておりますが、別紙1にある詳細な採点基準と配点については応募者にはわかりません。

委員長 選定基準の(2)～(4)で事業計画書、収支計画書、管理体制計画書について審査することが示されている一方、(1)、(5)、(6)については何をもとに評価するのが明確には示されていませんが、資料を総合的にみるということでしょうか。

事務局 主に事業計画表に記載されている内容をもとに審査いただくことになると思いますが、第2回目の選定審査会において、プレゼンテーションで説明がある場合や、質疑に含まれる場合もあると考えています。

委員長 14ページにあります「7 指定管理者の選定(3)提案があった事業計画書等の説明」については、「選定委員会は、審査の必要に応じて、応募者から直接、提案があった事業計画について説明を求めることがあります。」とありますが、次の選定委員会時に申請者から説明を受けて、判断するというものでしょうか。

D委員 時間がかかりそうなので、次回の選定委員会とは別の日にヒアリングをし、後日、選定委員会を行うほうがよいのではないのでしょうか。  
次の選定委員会は8月下旬ですか。

事務局 8月25日～27日の間で次回の選定委員会を考えております。資料については提出されれば速やかに委員の皆様にお渡しして確認いたします。また、時間については、1事業者ごとにプレゼンテーション15分、質疑15分程度で30～40分程度と考えています。

B委員 資料を確認して事前に質問は考えることができますので、次回の選定委員会ではプレゼンテーション後に質問し、採点するという形でもよいのではないのでしょうか。

D委員 それで結構かと思います。

委員長 それでは、次回選定委員会に応募者の出席をお願いするということで、事務局により調整をお願いします。

委員長 ここでそれぞれの（案）の確定についてお諮りいたしたいと思います。  
まず、募集要項についてでございますが、当案を承認することに異議はございませんか。

《「異議なし」との声あり》

「異議なし」として、承認いたします。

次に、選定方法と選定評価採点基準及び配点表と評価方法についてでございますが、当案を承認することに異議はございませんか。

《「異議なし」との声あり》

「異議なし」として、承認いたします。

選定基準及び評価項目(3)イの「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」では過去3年間の決算報告書の内容から経常及び営業損益を見るわけですが、かなり専門的で、困難な作業であります事務局はどのように考えていますか。

事務局 この項目につきましては、第2回選定委員会の冒頭で、税理士資格を持つ委員から各団体の内容のレクチャーを受けました後、各々委員に採点をしていただきたいと考えております。

委員長 税理士資格を持つ委員から解説をいただいて、それを基に判断することですが、いかがでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

よろしく願いいたします。

それでは、この承認された要項、選定評価基準に基づきまして、指定管理者の選定を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

その他について、事務局から何かありますか。



事務局 次回の選定委員会の日程ですが、スケジュール(案)にありますように、8月下旬を予定しております。事業説明のため応募者をお呼びさせていただきます。審査にあたっては応募者のプレゼンテーションを聞いた後に採点をお願いしたいと考えています。

プレゼンテーションに関しましては、準備、後片付けの時間を含めて、30～40分が必要になると思います。

日程については、事務局の都合で大変申し訳ありませんが、8月25日(火)26日(水)27日(木)を中心に検討しておりますが、委員の皆様の御都合はいかがでしょうか。

委員長 皆様、予定を開けておいてください。

では、本日の会議はこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。